

# 平成31年度草津市 一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、平成31年度の草津市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画を次のとおり定める。

平成31年4月1日

草津市長 橋川 渉

## 1 一般廃棄物の排出の状況

し尿	1,613.1kl
<u>浄化槽汚泥</u>	<u>3,545.1kl</u>
合計	5,158.2kl

## 2 一般廃棄物の処理主体

湖南広域行政組合

### (1) し尿の収集・運搬

大五産業株式会社

### (2) 浄化槽の清掃及び汚泥の収集・運搬（許可業者）

大五産業株式会社

### (3) 中間処理

湖南広域行政組合環境衛生センター（以下「環境衛生センター」という。）

## 3 処理計画

収集・運搬計画

### ① し尿の収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

し尿 1,613.1kl

イ 収集区域の範囲

草津市内

ウ 収集回数

概ね、月1回

エ 収集の方法

委託業者による収集

オ 収集・運搬する廃棄物の搬入先別内訳量

環境衛生センター 1,613.1kl

② 浄化槽汚泥の収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

浄化槽汚泥 3, 545.1kl

イ 収集区域の範囲

草津市内

ウ 収集回数

年 1～2回

エ 収集の方法

許可業者による収集

オ 収集・運搬する廃棄物の搬入先別内訳量

環境衛生センター 3, 545.1kl